

不服申立て事案答申第 123 号の概要について

1 件名

面接官が面接中及び面接後に筆記・記録していた書類の全ての不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 28 年 1 月 29 日付で愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成 28 年度愛知県立学校実習助手採用選考試験の面接官が面接中及び面接後に筆記・記録していた書類の全て」（以下、「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会が同年 2 月 12 日付で、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、異議申立人は、文書不存在の理由はありえないと理由で不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験において、本件開示請求者に対して平成 27 年 11 月 14 日に実施した面接試験の際に、2 名の面接官が筆記し、記録した書類であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験においては、2 名の面接官のうち一方が質疑応答をしている間にもう一方がその質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のためメモすることがある。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確な個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためである。このため、この一連の評定の結果が、「面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは本件面接試験の評定に必要な情報ではなくなる。よって、面接官自身の判断で「面接総合評定表」に記録後、速やかに廃棄されている。

このように、当該メモは、自己情報開示請求の対象となる行政文書とはいえないことはもちろん、既に廃棄済みである。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験において、本件開示請求者に対して平成 27 年 11 月 14 日に実施した面接試験の際に、2 名の面接官が筆記し、記録した書類であると認められる。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験においては、2 名の面接官のうち 1 名が質疑応答をしている間にもう 1 名がその質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のためメモすることがあるとのことである。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確な個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、この一連の評定の結果が、「面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは本件面接試験の評定に必要な情報ではなくなるため、速やかに廃棄されているとのことである。

当審議会において、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験の面接総合評定表の様式を見分したところ、個別評定、合計点、総合評定及び所見を記載する欄があることが認められた。面接試験の評定は当該メモを参照して面接総合評定表の各欄に必要な事項を記録、集約して行われることから、その後、不要となった当該メモは廃棄されているとしても、不自然、不合理であるとまではいえない。

また、当審議会において実施機関に確認したところ、面接の結果は面接総合評定表に集約されるため、それ以外の行政文書を作成又は取得することはないとのことであった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。